

無料

司法書士法律相談



あなたの暮らしの
すぐそばに。

司法書士と一緒に
解決しましょう

気軽に
相談

家・土地のこと／借金のこと／家族のこと／相続のこと
会社のこと／裁判のこと／日常生活のもめごと

簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると法務大臣が認定した司法書士は、簡易裁判所の事物管轄(140万円以下)の民事事件の法律相談や代理を行うことができます。

埼玉司法書士会

相談センター
予約専用
電話番号

相談センター(浦和・熊谷・越谷・川越)の
相談予約はこちらまで

048-838-7472

予約受付時間 平日午前10時から午後4時まで

県内各地で相談会を実施中
(お問合せ先:司法書士会事務局)

048-863-7861

詳しくは

埼玉司法書士会

検索



法チュン

埼玉司法書士会公式キャラクター